第六十条　（略）

２　法第六十条第一項の規定により容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一・二　（略）

３・４　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月五日から施行する。

法規的告示

○こども家庭庁告示第八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の二第三項並びに子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第四条第一項第四号及び第五条の規定に基づき、子ども・子育て支援法第七十一条の二第三項並びに子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第四条第一項第四号及び第五条の規定に基づくこども家庭庁長官が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額を次のように定め、告示の日から適用する。

令和七年十一月四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

こども家庭庁長官が定める組合	組合員の報酬	組合の標準報酬総額
全国土木建築国民健康保険組合	第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第一種組合員の基準報酬月額の当該年度の合計額の総額を子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定の例により補正して得た額及び第一種組合員の基準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

○経済産業省告示第百六十号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示の方式） **第二十六条**　規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。 一　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車（以下単に「回送自動車」という。）を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に固定された容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。 二　自動車に固定された容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。 三　自動車に固定された国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3に定める車載容器総括証票）を燃料充塡口近傍へ貼付すること。 四　自動車に固定された国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票（自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示様式第3に定める車載容器総括証票）を燃料充塡口近傍へ貼付すること。	（表示の方式） **第二十六条**　規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。 一　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車（以下単に「回送自動車」という。）を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。 二　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。 三　自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）様式第3に定める車載容器総括証票）を燃料充塡口近傍へ貼付すること。 四　自動車に装置した国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票（自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示様式第3に定める車載容器総括証票）を燃料充塡口近傍へ貼付すること。